

会 議 結 果

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会
日 時 平成 27 年 9 月 25 日（金）午後 2 時～3 時 18 分
場 所 厚木商工会議所 3 階中会議室 303 号室
出席者 【構成員】
厚木市 6 人
愛川町 1 人（2 人欠席）
清川村 2 人（1 人欠席）
【組 合】
事務局 6 人

【会議概要】

- 1 開 会
- 2 あいさつ 会長
- 3 自己紹介
- 4 案 件

（1）副会長の選出について

- ※ 構成員の任期満了に伴う委員の変更が生じ、副会長が欠員となっているため
- 事務局から厚木愛甲環境施設組合事業懇話会設置要綱に基づき、懇話会の概要及び副会長の選出について説明
- 構成員の互選により、副会長に愛川町の中島良一氏が選出される。

（2）厚木愛甲環境施設組合の概要について 【資料 1】

（3）施設整備計画及び進捗状況について 【資料 2】

（4）平成 27 年度組合事業について 【資料 3】

- （2）から（4）について事務局から一括説明

【質疑等】

委 員） 最近、ごみ中間処理施設整備検討委員会が開催されました。この委員会は発足から 1 年以上経過しておりますが、発足当時と現在とでは委員に変更はありましたか。

次に、建設用地は当初 1.8ha であったものから 3.8ha を拡張しています。用地費が面積に比例して 3 倍程度かかるわけですが、厚木市から申し出があったからというだけで組合がそのまま受け入れるということは、国立競技場の事例と共通する部分があると思います。金田に候補地を決定する前に複数の候補地があっ

たわけですが、他の候補地と金田との用地費を比較すると10倍程度の用地単価の差があります。候補地の内で一番用地費単価が高い場所が金田でした。この一番高い用地費の所を選定しておいて、さらに用地を拡張するという事は、どうも納得できません。

また、拡張用地の件で、厚木市と地元の調整の結果という説明がありますが、地元には、災害対応の緑地という説明がされております。この災害対応の緑地が何を意味しているのか自治会長を含めて地元住民は、具体的に理解していない状況です。今日の説明で災害廃棄物置場になるということがはっきりしました。透明性を確保すると言いながら、地元には災害廃棄物置場と言うとイメージが悪いから、災害時対応の緑地という説明をしているように思います。そして、災害廃棄物置場については、環境施設組合の所掌事務である一般ごみの処理から乖離した事業ではないかと思えます。

次に、地元との協定書についてですが、厚木市と自治会との間で協定を結んでいますが、その協定の相手が真に地元を代表した正しい相手であると、どのように判断されたのかを伺います。

事務局) 初めに、検討委員の関係ですが、組合には議会で議決されて制定したごみ中間処理施設整備検討委員会条例があり、これに基づいて委員の任期は2年とされています。委員の変更があったかとお尋ねですが、選出母体の役員改選等があり、一部委員の変更がありました。

次に、3.8haの用地拡張の件ですが、厚木市では、組合が敷地面積の拡張を依頼していたこと、災害廃棄物への対応について国から新たな指針が示されたこと及びこの場所はもともと県が計画していた公園区域であったこと等を総合的に検討され、災害廃棄物置場を設置するとの結論に達したと伺っております。また、この結論に対して、組合の正副管理者及び構成市町村が出席した会議において、構成3市町村共同の災害廃棄物置場の設置について合意したということです。このため、費用負担についても3市町村で負担していくということです。

用地選定の関係は、厚木市の事務でありますので、組合からの回答は差し控えていただきます。

委員) 前回のこの会議で清川村に設置する最終処分場の件が話題となり、保安林解除申請が円滑に進まないとの説明がありました。ここで急に方針変更があったということは、保安林解除が許可されないということで建設を断念したということなのでしょうか。

そうであるとすれば、この懇話会にもその方針転換の直後に説明があるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局) 保安林を解除できないから方針転換をしたのかとのお尋ねですが、保安林解除は、方針転換に関係ありません。最終処分場を当面建設しないとの方針転換に伴って保安林解除申請を取り下げたということです。資料3の2ページの(2)アに記載のとおり実施設計の結果、建設には約59億円を要するということが分かってきました。なお、この費用は、平成19年度に厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を策定した際に全国的な平均値を使って算定した建設費は約18億円であり、当初の予定額の3倍を超える費用がかかるとの結果でした。多額の費用がかかる主な理由は、一般的に最終処分場は谷地を選んで建設するものですが、清川村の建設予定地は山地であったことです。掘削や残土の搬出処分に多額の費用を要するため、全国平均の建設費の3倍を超える費用がかかるということになり、費用対効果の値も0.695という低い値になりました。この値は平成27年の3月に実施設計の結果として出てきた数値であり、この結果を基に清川村の建設予定地に最終処分場をつくるべきか否かの検討を組合内部で進めてまいりました。本年8月には、組合正副管理者会議の中で国庫交付金が交付されるかどうかも不透明であり、費用対効果も低い場所に最終処分場を建設するのは止めるとの結論に達したものです。この結論を8月末の組合議会に報告し、本日懇話会の皆様にご説明しているということです。

委員) 以前から清川村では、この建設予定地は傾斜が大きいため、有効利用できる土地は、わずかなのではないかとのお話が出ておりました。また、この建設予定地は傾斜が大きい土砂崩れの多い場所ということもあります。事務局説明の中に、清川村に最終処分場をつくるという方針は変えないという説明がありましたが、今後、情勢が変わってあの場所に再度建設することになれば、先ほど説明のとおり費用がかかり利用価値が少ない場所に無理をして建設するという今回と同じことを再度繰り返すという結果になることが予想されます。こうしたことにならないよう注意していただきたいと思います。

事務局) これまでの建設予定地に再度、最終処分場を建設する計画が進むことがあるのか、という質問であると理解しましたが、今回の決定事項は、この建設予定地に最終処分場をつくることを止めるということです。

委員長) 私からお願いがあります。先ほど委員から地域の自治会長さえ拡張用地の利用内容について知らない状況であるとお話がありましたが、今後、こうしたことがないように、丁寧な説明に努めて事業を進めていただければ、地元の皆さんにも納得していただけるのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。

委員) 最終処分場建設の見合わせの説明がありましたが、廃棄物処理をした後に残る物を全てリサイクルできるかという問題もあるかと思います。どこかに灰を最終

処分する場所を確保しなければならないという問題があると思いますが、いかがでしょうか。

事務局) 極端なことを申しますと、お金を出せばどんなものでも資源化できるという時代になっています。資源化の方法がいろいろ出てきていまして、100%資源化が可能と考えております。近隣でこの方法で埋め立てゼロを実現している事例がありますが、鎌倉市などはその一例です。当組合も100%資源化する考えです。

委員) 最終処分場に関して、今までかかった総費用はどの程度でしょうか。

事務局) 組合設立以来、支出した費用は、人件費を含めて10億円程度です。

事務局) 先ほど委員長から中間処理施設の拡張用地の計画について、丁寧な説明をとの要請がありましたが、この拡張用地の整備は今後行う都市計画決定や実施設計、そして環境アセスメント等の事務を進める中で県の指導や地元の皆様の御意見を伺いながら計画を進めてまいりたいと考えています。このため、現時点で明確なことを言えないという状況でありますので、その点も御理解いただきたいと思っております。

5 その他

事務局) 次回の第2回懇話会の予定についてお知らせします。第2回懇話会は11月27日(金)に実施する予定であり、例年のとおり視察を行う予定です。視察先は埼玉県の彩の国資源循環工場を計画しています。午前9時ごろに中央公園にお集まりいただき、帰着は午後5時から6時ごろになろうかと思っております。お忙しいところ恐縮ですがご参加いただきますようお願いいたします。

なお、皆様へのご案内は10月下旬に発送いたしますので、よろしく願いいたします。

6 閉会 副会長

平成 27 年度 第 1 回厚木愛甲環境施設組合事業懇話会次第

日 時 平成 2 7 年 9 月 2 5 日 (金)
午後 2 時から
会 場 厚木商工会議所 3 0 3 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 案 件

(1) 副会長の選出について

(2) 厚木愛甲環境施設組合の概要について【資料 1】

(3) 施設整備計画及び進捗状況について【資料 2】

(4) 平成 27 年度組合事業について【資料 3】

5 その他

6 閉 会

緑豊かな自然環境を

次世代に引き継ぐために

厚木愛甲環境施設組合の概要

厚木愛甲環境施設組合設置の目的

厚木市、愛川町及び清川村は、ごみ焼却施設の更新や最終処分場の確保、また、減量化・資源化の推進及びごみ処理経費の縮減といった共通の課題を抱えております。

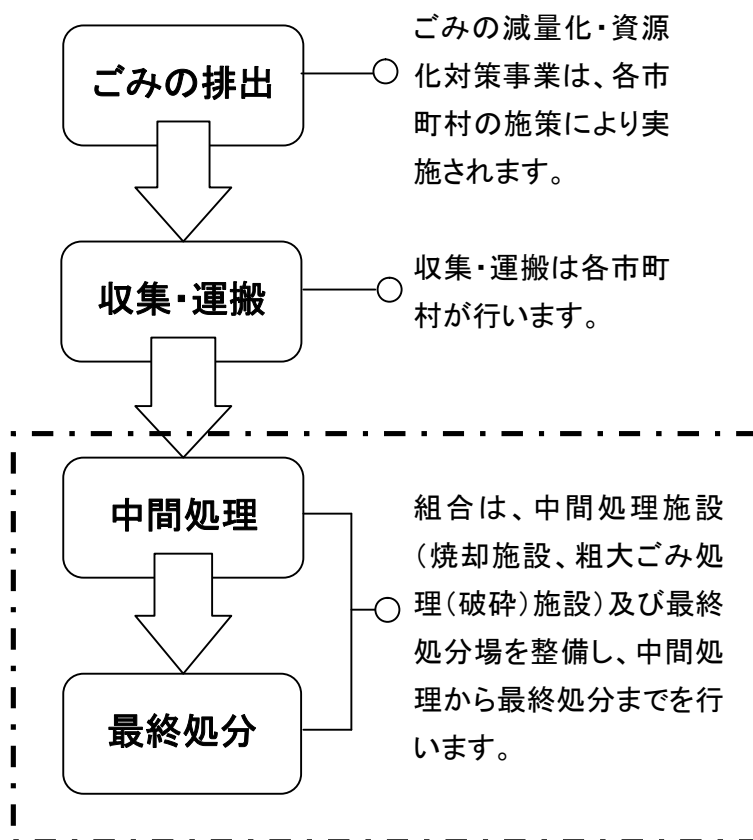
このような課題について、3市町村が共同して取り組んでいくことにより、多くの課題が解決できることから、地方自治法で規定されている一部事務組合*に当たる「厚木愛甲環境施設組合」を設置し、中間処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理（破碎）施設）や最終処分場の建設を進めるとともに、3市町村と連携を図り、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

* 一部事務組合とは

2つ以上の普通地方公共団体（都道府県、市町村）が事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条第2項に基づき設置する普通地方公共団体に準じた特別地方公共団体という組織です。

近隣では、秦野市・伊勢原市で構成する「秦野市伊勢原市環境衛生組合」や海老名市・座間市・綾瀬市で構成する「高座清掃施設組合」などがあり、従来から共同でごみ処理を行っています。

組合が実施する事業の範囲



○ 組合の運営

組合の運営に当たっては、各市町村との連携を図りながら、環境性、安全性、効率性を確保してまいります。

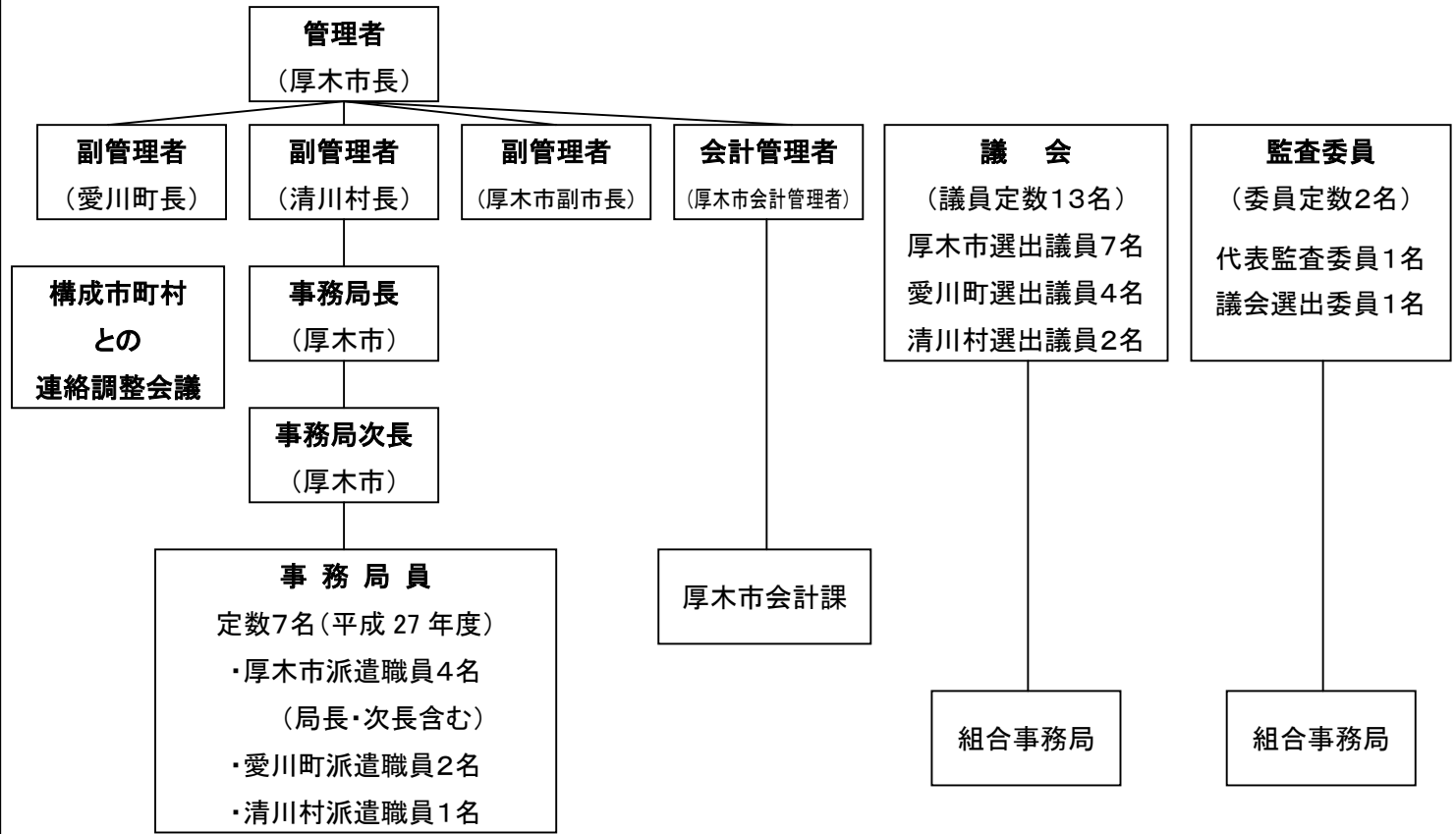
また、情報公開条例の制定や市町村広報紙の活用、ホームページ等による情報の提供などにより透明性を確保し、安心の得られる組合運営に努めてまいります。

○ 組合章について

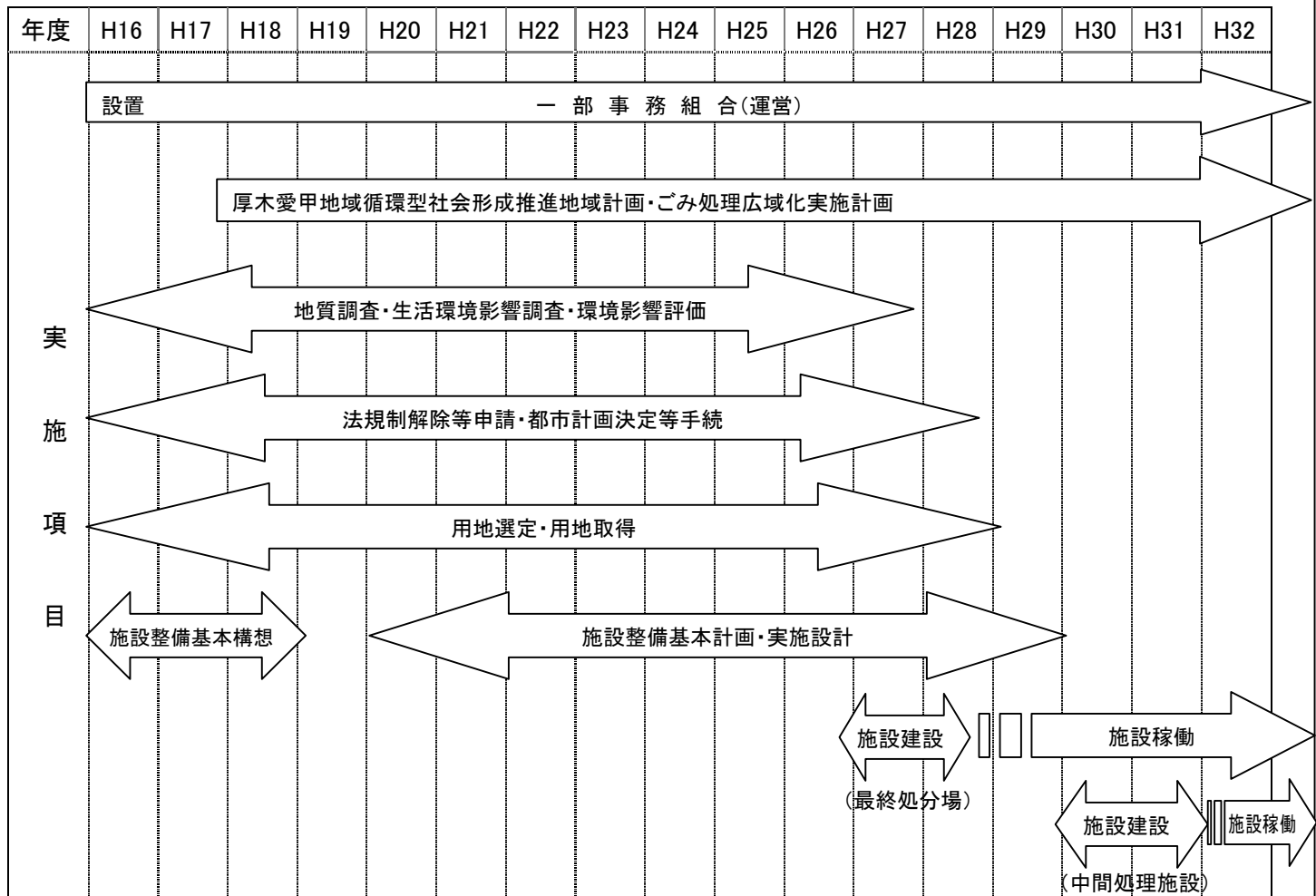
この組合章は、3市町村の緑豊かな自然環境の象徴である山をモチーフとして、形及び緑色で表現し、3本のラインは厚木市、愛川町及び清川村を意味し、中央の矢印は資源循環社会を表現しており、全体のシルエットを厚木愛甲の頭文字である「A」でまとめたものです。



厚木愛甲環境施設組合 組織体制図



施設稼働までの予定



施設整備計画及び進捗状況について(平成 27 年 3 月まで)

1 施設整備計画〔厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画(平成 20 年 3 月策定、22 年 12 月改訂)より〕

(1) 施設配置

ごみ中間処理施設(ごみ焼却施設・粗大ごみ処理(破碎)施設)	→ 厚木市
最終処分場	→ 清川村
(次期最終処分場)	→ 愛川町

(2) 施設規模

ア ごみ中間処理施設

ごみ焼却施設	290 t/日程度
粗大ごみ処理(破碎)施設	30 t/日程度
施設整備に必要な用地面積	概ね 3 ヘクタール

イ 最終処分場

埋立期間	施設稼働から 15 年間
埋立容量	62,000 m ³ 程度
施設整備に必要な用地面積	概ね 2.4 ヘクタール

(3) 稼働目標年度

最終処分場	平成 28 年度
ごみ中間処理施設	平成 32 年度

※現在、平成 27 年 3 月に表明した施政方針に基づき検討を進めている。

2 進捗状況

(1) 主なごみ処理広域化に係る計画の策定状況

平成 15 年 12 月	ごみ処理広域化基本計画
【平成 16 年 4 月	組合設立】
平成 18 年 3 月	循環型社会形成推進地域計画(第 1 次)
平成 19 年 3 月	施設整備基本構想(中間処理施設・最終処分場)
平成 20 年 3 月	ごみ処理広域化実施計画
平成 22 年 12 月	循環型社会形成推進地域計画(第 2 次)
	ごみ処理広域化実施計画(改訂)

(2) ごみ中間処理施設整備計画の策定・業務実施状況

- 平成17年 6月 厚木市長から建設候補地1箇所が報告される
- 平成17年 7月 正副管理者会議において候補地として決定
- 平成19年12月 建設候補地の再検討を決定
- 平成20年 4月 厚木市が建設候補地再検討委員会を設置
- 平成23年 7月 厚木市が中間処理施設建設候補地を金田地区に絞り込み、
地元への説明と依頼を実施
- 平成25年11月 厚木市と金田地区環境保全委員会及び金田地区3自治会
長との間で「新ごみ中間処理施設建設に伴う基本協定書」
が締結される(11月13日)
当組合の建設予定地として決定(11月15日)
- 平成26年2月~9月 ごみ中間処理施設整備検討委員会を開催(計4回)
- 平成26年 3月 地権者を対象に事業説明会を開催

(3) 最終処分場施設整備計画の策定・業務実施状況

- 平成17年 6月 清川村長から建設候補地4箇所が報告される
- 平成17年 7月 正副管理者会議において候補地として決定
- 平成18年 7月 清川村長から建設候補地1箇所を選定した旨の報告あり
- 平成20年 3月 清川村土地開発公社が建設候補地を含む周辺を水源環境
林学習事業用地として取得
- 平成22年 3月 最終処分場施設整備基本計画
- 平成22年11月 「最終処分場用地取得及び地元対策事業に関する覚書」
締結 【組合・構成市町村】
- 平成22年11月 清川村が土地開発公社から用地を取得
- 平成22年12月 「最終処分場施設整備に係る基本協定書」締結
【組合・柿ノ木平地区最終処分場施設設置に伴う周辺整備等委員会】
- 平成23年11月 生活環境影響調査書(最終処分場)
- 平成25年 2月 最終処分場予定地に係る保安林解除申請書提出
- 平成25年 6月 最終処分場施設整備に係る実施設計業務着手
- 平成27年 3月 最終処分場施設整備に係る実施設計業務完了
- 平成27年 3月 最終処分場予定地に係る保安林解除申請書取下げ

平成 27 年度組合事業

- 1 組合議会の開催（年 2 回：8 月及び 3 月）
 - ・ 組合議会 13 人（厚木市 7 人、愛川町 4 人、清川村 2 人）
- 2 組合監査の実施
 - ・ 例月出納検査（毎月）、決算審査（7 月）、定期監査（2 月）
 - ・ 監査委員 2 人（学識経験者 1 人、議会選出 1 人）
- 3 構成市町村との連絡調整（連絡調整会議の開催：随時）
- 4 事業懇話会の開催（年 3 回程度）
 - ・ 事業の透明性を確保するため、住民への情報提供を図るとともに、組合事業への意見をいただき、事業執行の一助となることを目的とし開催します。
- 5 ホームページの管理及び運営
 - ・ 情報提供の一環として、組合の概要、予算・決算、議会や会議の情報など、組合事業について広く掲載し、随時更新作業を行っています。
- 6 施設整備に向けた事業における現在の状況
 - (1) 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の見直しについて
 - ア 近年におけるごみ処理技術の進展

ここ 10 年間に於いて、民間業者によるごみ処理技術の革新が著しく飛躍している
⇒当初の想定を超える**環境対策**や**経済性**に優れた技術の確立

・ 焼却灰の資源化技術の向上⇒ごみを燃やすことにより出た灰を自ら熔融処理*することなく、民間業者により資源化することが可能となった

・ 熔融施設：熔融炉は大量の電気を消費する→電力状況を圧迫、特に 3.11 以降
： 熔融炉は温室効果ガスを大量発生→国の環境政策と矛盾する

これまでの計画に係る疑問
焼却灰を熔融する必要があるのか、また、資源化可能な熔融スラグをごみとして埋めてしまっても良いのか

《施政方針》

現在までの検討状況及び環境負荷の低減、並びに資源循環性、経済性等を踏まえ、焼却灰を熔融処理するための施設の設置を見合わせ、民間事業者の活用により焼却灰自体を資源化する方針といたしました。

このことに伴い、熔融施設で生成されるスラグ等の埋め立てを計画していた最終処分場につきましては、その整備時期等を慎重に検討していくことといたしました。

予 定

平成 28 年 1 月 パブリックコメント手続の実施

平成 28 年 3 月 改訂

*熔融処理：ごみや焼却灰を 1200℃以上の高温で溶かし、これを固めて「スラグ」（黒いガラス状の物質）にすること

(2) 最終処分場施設整備に係る事業の状況について

ア 最終処分場実施設計業務の成果

平成 25 年度、26 年度に、最終処分場の建設に向けた詳細設計業務を実施

- ・最終処分場の施設、整備に係る設計
- ・概算事業費の算出
- ・費用対効果分析（施設整備を行うことにより得ることのできる経済効果）
⇒便益を数値で表し、国の交付金を受けるための判断基準となる

実施設計の成果と施設整備を続けることに関する疑問

- ・概算工事費 約 59.6 億円
- ・費用対効果分析 0.695（現在の予定地における施設整備）
⇒環境省の交付金交付の基準は 1.0 以上

*多額の工事費と投資効果の低い事業を進めることについて慎重に検討

イ 結論

- 1 最終処分場については、現在の計画地での整備は中止とする。
- 2 平成 15 年 11 月 4 日付一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書第 17 条に定める施設配置は当面変更しない。

第 17 条 広域処理施設のうちごみ焼却施設、粗大ごみ処理（破碎）施設は、厚木市に配置し、最終処分場は、清川村に配置する。

- 2 次期最終処分場は、愛川町に配置する。

(3) ごみ中間処理施設整備に係る事業の状況について

ア 廃棄物処理施設に対する国の考え方 ～3. 1 1 東日本大震災の経験から～

(ア) 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月閣議決定）

⇒平成 25 年度から 5 ヶ年の整備の方向性を明示

○通常の廃棄物に加え、災害廃棄物を円滑に処理できる施設

○施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、大規模災害時にも稼働確保

○地域防災拠点として電力供給や熱供給等の役割を果たすことを期待

(イ) 災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

⇒災害予防、応急対策、復旧・復興対策の必要事項を整理

○災害等応急体制を整備するため、施設の補修に必要な資機材の備蓄など

○災害廃棄物一時保管場所の配置計画、処理・処分計画の作成

このほか、県においても神奈川県循環型社会づくり計画（平成 24 年 3 月改訂）の中で、広域圏ごとに一定程度環境に配慮した焼却施設や最終処分場、がれき等を保管するための災害廃棄物ストックヤード等の整備が重要とされている。

イ 厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会からの意見

現在の建設予定地約 1.8 ヘクタール(平成 25 年 11 月 13 日厚木市が組合に報告)では、安全で周辺環境に配慮した施設配置が難しい。

平成 26 年 9 月 30 日、組管理者から厚木市長あて敷地面積の見直しについて依頼。
※3 ヘクタール以上が望ましい。

以上、ア、イを踏まえた厚木市の検討結果

ごみ処理広域化の検討を始めた平成 15 年当時と比べると、環境に対する国民の関心は大きく変化しており、特に平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、自然災害に対する危機意識が急激に高まり、近年における国の施策・方針に適応するための災害廃棄物の発生を見据えた対応が必要となった。

このような社会的要請と時代背景を踏まえ、今後の方向性を検討した結果、現在の新ごみ中間処理施設の建設予定地約 1.8 ヘクタール及び隣接する約 3.8 ヘクタールの合計約 5.6 ヘクタールを活用した一体的整備が必要と考える。

平成 27 年 8 月 6 日組合正副管理者会議において合意した事項

- 1 新ごみ中間処理施設及び災害廃棄物一時保管場所など大規模災害に備えた場所として、約 5.6 ヘクタールを組合が一体的に整備する。
- 2 整備する費用は、構成市町村で負担する。
- 3 構成市町村は、国の指針により災害廃棄物処理計画を策定する。



その後、厚木市及び地元との調整の結果、施設の敷地面積は、中間処理施設で約 1.8 ヘクタール、災害廃棄物一時保管場所として約 3.8 ヘクタールの合計約 5.6 ヘクタールで整備を進めることとなった。

なお、拡張部分については、日常的には地元住民の皆様を始め、三市町村の住民の皆様が御自由にお使いいただける緑地として整備を行う予定。

7 平成 27 年度予定事業について

(1) ごみ中間処理施設検討委員会の開催

- ・平成 27 年 9 月 18 日（金） 施設配置・動線、焼却方式・残渣処理計画
- ・平成 27 年 11 月（予定） 施設整備基本計画(素案)の確認

(2) ごみ中間処理施設整備基本計画の策定

- ・平成 28 年 1 月 パブリックコメント手続
- ・平成 28 年 3 月 基本計画策定

(3) 施設建設用地地質調査、地形測量業務

平成 28 年度以降に行う環境アセスや施設基本設計に向け実施する。